

医師の時間外労働規制に係る特定労務管理対象機関の新規指定について

1 概要

特定労務管理対象機関の指定については、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないと改正後の医療法で定められていることから、指定の適否について御協議いただくもの。

2 特定労務管理対象機関の新規指定申請について

特定労務管理対象機関の指定について、下記県内4病院から申請があった。

医療機関名	所在地
千葉大学医学部附属病院	千葉市中央区亥鼻1-8-1
総合病院国保旭中央病院	旭市イの1326番地
日本赤十字社 成田赤十字病院	成田市飯田町90番地1
船橋市立医療センター	船橋市金杉1丁目21番1号

(1) 千葉大学医学部附属病院

ア. 指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別

- ・ 特定地域医療提供機関（B水準） 指定事由：救急医療
- ・ 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

イ. 医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

ウ. 指定の理由

① B水準

当該病院は救命救急センターであり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

② 連携B水準

当該病院は大学病院本院であり、地域の医療提供体制を維持するために、多くの医師を各地域の医療機関へ派遣しており、派遣に伴い医師をやむを得ず長時間従事させる必要があると認められるため。

(2) 総合病院国保旭中央病院

ア. 指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別

- ・ 特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定事由：救急医療
- ・ 技能向上集中研修機関 (C-1 水準)
研修内容：臨床研修・専門研修

イ. 医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

ウ. 指定の理由

① B 水準

当該病院は救命救急センターであり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

② C-1 水準

当該病院は基幹型臨床研修病院及び専門研修基幹施設であり、地域医療の維持や各研修目標の達成等の理由から、研修医及び専攻医を長時間従事させることがやむを得ないと認められるため。

(3) 日本赤十字社 成田赤十字病院

ア. 指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別

- ・ 特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定事由：救急医療
- ・ 技能向上集中研修機関 (C-1 水準)
研修内容：臨床研修

イ. 医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

ウ. 指定の理由

① B水準

当該病院は救命救急センターであり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

② C-1水準

当該病院は基幹型臨床研修病院であり、地域医療の維持や各研修目標の達成等の理由から、研修医を長時間従事させることがやむを得ないと認められるため。

(4) 船橋市立医療センター

ア. 指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別

- ・特定地域医療提供機関 (B水準) 指定事由：救急医療

イ. 医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

ウ. 指定の理由

① B水準

当該病院は救命救急センターであり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。